

奈良県告示第五百六十八号

奈良県病院事業会計規則に基づく会計帳簿等の様式に関する規程（昭和四十七年三月奈良県告示第六百二十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第十八号様式を次のように改める。

